

令和7年度「大学生等による部活動支援ボランティア事業」実施細則【市町及び組合立学校用】

1 実施方法

(1) 学校

ア 申込み

(ア) 派遣依頼書（様式1）を作成し、学校を所管している市町教育委員会の学校体育主管課（以下「市町主管課」という）に電子メールにより提出する。

(イ) 様式1の提出があった市町主管課は、様式1を県教育委員会健康体育課（以下「県健康体育課」という）に以下の期限までに提出する。

第1期提出期限：令和7年4月18日（金）、第2期提出期限：令和7年5月9日（金）

イ 面接の実施

大学生等から連絡があった場合には、学校において、校長が大学生等と面接を行う。

ウ 手続き

面接等により、大学生等を「部活動支援ボランティア」として承認した場合には、大学生等が提出する「部活動支援ボランティア」申込書等（様式3）に必要事項を記入するとともに、写しを3部作成し、1部を学校で保存し、1部を本人を通じて大学に提出し、1部を県健康体育課に提出する。なお、原本は本人に渡す。

また、別紙「活動に関する注意事項」について遵守することを本人に確認する。

エ 校内研修の実施

校長は「部活動支援ボランティア」として承認した大学生等に対し、指導実施前に学校において校内研修（指導方針、指導に当たっての注意事項等）を実施する。

オ 部活動支援ボランティア研修会への参加申込み

校長は、県健康体育課が主催する部活動支援ボランティア研修会に参加する大学生等の参加申込書（様式4）を作成し、別途通知する期限までに県健康体育課に提出する。（既に研修会が終了している場合は提出不要。）

カ 募集の停止

派遣される大学生等が決定し、募集を停止する場合には、速やかに募集停止依頼書（様式2）を作成し、県健康体育課に提出する。

キ 報告

(ア) 事業終了後、令和7年度「大学生等による部活動支援ボランティア事業」報告書（様式6）を作成し、市町主管課に提出する。

提出期限：令和8年3月6日（金）

(イ) 各学校から様式6の提出があった市町主管課は、様式6を取りまとめ、県健康体育課に提出する。提出期限：令和8年3月13日（金）

(2) 県健康体育課

ア 提出された様式1に基づき、派遣を希望している学校・部活動の一覧を作成し、第1期は令和7年4月25日（金）から、第2期は令和7年5月16日（金）から県健康体育課のホームページに掲載する。

イ 提出された様式3に基づき、大学生等のスポーツ安全保険への加入手続きを行うとともに、その手続きが完了した時点でその旨を学校に連絡する。

(3) 大学生等

ア 県健康体育課のホームページで、学校・部活動を選び、「部活動支援ボランティア」申込書等（様式3）の【学生記入欄】に必要事項を記入し、在籍している大学の担当窓口提出する。

- イ 在籍している大学で確認を得た後、学校に連絡し、面接の日程等の調整を行う。指定された日時に学校に出向き、様式3を提出し、校長による面接を受ける。
- ウ 校長から承認を得た場合には、様式3の【学校記入欄】の記載を受けた後、様式3の写しを大学の担当窓口に提出し、原本は各自で保存する。
- エ 応募の締切りは、令和7年5月30日（金）とし、その日までに校長から承認を得るものとする。それ以降に応募する場合には、県健康体育課に連絡し、指示を受ける。
- オ 各学校が行う校内研修を受けるとともに、県健康体育課が主催する部活動支援ボランティア研修会に参加する。
- カ 原則として、学校から保険の加入手続きが完了した旨の連絡を受けた後、「部活動支援ボランティア」としての活動を行う（様式3を提出してから2週間程度必要）。
- ※必要な様式は、すべて県健康体育課のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 大学

大学は、別紙「外部指導者に関する誓約事項」及び、別紙「活動に関する注意事項」について遵守できることを大学生等に確認し、様式3の【大学記入欄】に必要事項を記入し大学生等に渡す。学校からの承認を得た後に提出される様式3の写しを保存する。

2 旅費

(1) 支給額

県教育委員会は、「部活動支援ボランティア」の大学生等に対し、県職員の旅費規程に準じて活動に係る交通費を支給する。

また、県健康体育課が主催する部活動支援ボランティア研修会に参加するための交通費についても、県職員の旅費規程に準じて支給する。

(2) 支払期日及び支払方法

ア 学校は、派遣決定後、大学生等の口座振込依頼書（様式7）を県教育委員会へ提出する。

また、**実施月の翌月3日までに**令和7年度「大学生等による部活動支援ボランティア事業」活動実績簿（様式5）を県健康体育課に提出する。

イ 県教育委員会は、活動実績に応じた当月分の旅費を翌月末日までに、大学生等の口座に振り込む。

ウ 県教育委員会は、研修会に係る旅費を研修会実施日の翌月末日までに、大学生等の口座に振り込む。

3 提出先及び問い合わせ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会 健康体育課 学校体育班

（郵送の場合、封書に「部活動支援ボランティア」と朱書きする。）

アドレス kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp

電話番号 054-221-3174

ファクシミリ番号 054-273-6456